**「府税の賦課徴収関係事務に係る特定個人情報保護評価書**

**（全項目評価書）案」の概要**

**１．特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）の概要**

〇　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。以下「番号法」という。）による社会保障・税番号制度の導入に伴い、大阪府の税務情報システムにおいて、「個人番号」をその内容に含む個人情報ファイル（以下「特定個人情報ファイル」という。）を保有することを予定しています。

〇　番号法第２７条の規定に基づき、特定個人情報ファイルを保有する前には、特定個人情報保護委員会規則で定めるところにより、特定個人情報保護評価書（全項目評価書）を公示し、広く意見を求めるものとされており、本府において作成した「府税の賦課徴収関係事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）案」について府民意見を募集します。

**２．特定個人情報保護評価の位置づけと目的**

〇　番号法による番号制度は、国民の利便性の向上、行政運営の効率化などを目指し導入される制度ですが、番号制度導入により、個人のプライバシー等に対する懸念が生じることが考えられます。

そこで、これらの懸念を踏まえ、国民の特定個人情報が適切に取り扱われる安心・信頼できる番号制度の構築のために、特定個人情報ファイルが取り扱われる前に、個人のプライバシー等に与える影響を予測・評価し、かかる影響を軽減する措置を予め講じるよう、特定個人情報保護評価（以下「保護評価」という。）を実施するものです。

なお、当該保護評価は、諸外国で採用されているプライバシー影響評価（Privacy Impact Assessment）に相当するものです。

**３．評価書名**

　府税の賦課徴収関係事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）案

**４．評価書の概要**

Ⅰ　基本情報

（１）事務の名称

府税の賦課徴収関係事務

1. 事務の内容（概要）

① 納税者からの申告及び届出等による課税業務

② 収納、還付、充当等を行なう収納管理業務

③ 滞納者情報による督促状送付や滞納整理等を行なう滞納整理業務

④ 納税者の宛名情報の特定や突合を行なう納税者管理業務

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

（１）特定個人情報ファイル名

税務情報システムデータベースファイル

（２）対象となる本人の数

１００万人以上１，０００万人未満

（３）対象となる本人の範囲

府税の納税者及び課税調査対象者

（４）記録される項目（主な記録項目）

個人番号、その他識別情報（内部番号）、４情報（氏名，性別，生年月日，住所）、連絡先（電話番号等）、国税関係情報、地方税関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報

（５）保有開始日

平成２８年１月予定

Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

（１）特定個人情報の入手

　　特定個人情報を入手する際には、個人番号カード等の提示を求めることにより、個人番号の真正性を確認する。

（２）特定個人情報の使用

税務情報システムへのアクセスについては、ファイアウォールを設置しアクセスを制限している。また、特定個人情報への操作ログ（ユーザーＩＤ、アクセス日時、アクセス内容、出力内容等）を記録し保存する。

（３）特定個人情報の提供・移転

特定個人情報を提供・移転する場合には、 政令で定める安全な措置（番号法第１９条第８号、同法施行令第２３条 及び 同法施行規則第２０条）が確保されたシステムを利用する等、安全性を確保する。

（４）特定個人情報の保管・消去

保存期間が経過した特定個人情報を廃棄する際は、紙媒体については、シュレッダーによる裁断、焼却又は溶解処理を行う。外部媒体に保存された電磁的記録については、物理的に破壊する等復元及び判読が不可能となる方法により消去する。

Ⅳ　その他のリスク対策

（１）自己点検・監査

　　評価書の記載内容どおりに運用されているか、年１回担当部署内でチェックを実施し、自己点検を行う。また、保護評価の実施を担当する部署とは異なる部署が、定期又は随時に、監査を行う。

（２）従業者に対する教育・啓発

職員に対して、個人情報保護に関する研修を原則年１回実施。

外部委託業者に対しては、契約を締結する際、個人情報取扱特記事項として、従事者への教育・研修等の実施を定めている。

Ⅴ　開示請求、問合せ

大阪府府民文化部府政情報室情報公開課　公文書総合センター（府政情報センター）

大阪市中央区大手前２丁目　大阪府庁本館１階

06-6944-6066

大阪府財務部税務局税政課税務企画グループ

大阪市住之江区南港北１丁目１４番１６号　大阪府咲洲庁舎１８階

06-6210-9119

Ⅵ　評価実施手続

基礎項目評価において、しきい値判断の結果、基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる。